

第一項第一号に掲げる外国保険業者の商号の変更)があつたので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年一月二十六日

金融庁長官 森 信親
外国保険業者の商号

アトラディウス・クレディ
ト・イ・カウシヨ
ン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロ
ス
イ・レアセグロス
(旧商号 コンパニア・エ
ス・パニョーラ・デ・セグ
ロス・イ・レアセグ
ロス・イ・クレ
ディト・イ・カウ
シヨ・ン・エセ・アー)

○金融庁告示第三号

アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨ
ン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロ
スより保険業法(平成七年法律第百五号)第二百
九条第二号の規定による届出(同法第百八十七